

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	13 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

「実務経験のある教員等による授業科目の一覧表」を学校事務室で閲覧可能

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校事務室で閲覧可能

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	国立大学副学長 現国立大学名誉教授	令和1.6.18 令和3.6.17	学校経営全般 学生指導
非常勤	前社会福祉法人事務長	令和1.6.18 令和3.6.17	財務内容改善 労務関係
(備考)			

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

(1) 授業計画（シラバス）は、各学年の担当教員、教務主任及び副校長で、毎年見直しを行い最新の看護知識・技術を反映するように検討している。

(2) 当該の授業計画は、毎年4月に全学生に配布している。

(3) 実習に関しても、当該授業計画に含まれるが、別途実習の具体的な進め方等を記載した「実習ガイドンス」を作成し、1年次の4月に配布している。

授業計画書の公表方法 HP上で電話等により請求が可能な旨を表示  
[www.munakatakango.com/request](http://www.munakatakango.com/request)

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

宗像看護専門学校学則（抜粋）

(単位の授与)

第10条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、その授業科目の所定の単位を与える。

2 単位認定については、別に定める。

(成績の評価)

第11条 成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優・良・可を以て合格とする。

(評価方法)

第12条 評価の方法は、試験及び実習評価表により行われる。

2 試験の種類は本試験、追試験、再試験とする。

3 試験及び実習の評価に関する規程については、別に定める。

## 宗像看護専門学校評価規程（抜粋）

### （評価方法）

第2条 評価の方法は、試験及び実習評価表により行われる。

- 2 試験の種類には、本試験、再試験、追試験がある。
- 3 試験の方法には、次のものがある。
  - 1) 筆記試験
  - 2) 実技試験
  - 3) レポート
  - 4) 口頭試問
- 4 試験の実施時期は、講義内及び講義終了後の定期試験期間のいずれかもしくは、その両方で行う。
- 5 実習における評価は、各専門看護学の実習評価表に基づき行う。
- 6 評価方法、評価時期及び評価基準については、シラバス・実習要領に明記する。

### （評価の基準）

第12条 各授業科目の最終評価は、当該授業科目の構成単位毎に、優(80点以上)

- ・良(79~70点)・可(69~60点)・不可(59点以下)に置き換えられる。

## 宗像看護専門学校単位取得及び卒業に関する規程（抜粋）

### （単位認定基準）

第3条 履修科目の単位認定は、次の項目が満たされなければならない。

- 1) 成績評価は試験及び実習評価表で行い、60点(可)以上であること。  
ただし、実技試験に限り、70点以上であること。
- 2) 各授業時間の一定の範囲を超える欠席がないこと。
  - (1) 講義においては、各授業時間の3分の1を超える欠課がないこと。
  - (2) 実習においては、当該単位認定実習の5分の1を超える欠課がないこと。
  - (3) 次の場合欠席扱いにしない。ただし、必要に応じ補講・追習実習を行うことがある。
    - ① 学校保健法に定めるところの出校停止
    - ② 忌引き
    - ③ 公共交通機関の遅延による場合
    - ④ その他本校において認めた場合
- 3) 学校納入金を納期までに納入した者。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- (1) 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均点を算出のうえ成績の順位付けを行う。
- (2) これにより、成績の下位 4 分の 1 に当たる者の特定が可能となる。
- (3) 本評価については、該当科目の点数及び全体の順位を、各学年前期と後期に保護者等へ送付している。

客観的な指標の  
算出方法の公表方法

学生便覧及び実習ガイダンスを学校事務室で閲覧可能

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

宗像看護専門学校学則（抜粋）

（卒業の認定）

第 13 条 本校に 3 年以上在学し、第 8 条の授業科目を履修し、その単位を取得した者に対し、運営会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

3 卒業認定については、別に定める。

宗像看護専門学校単位取得及び卒業に関する規程（抜粋）

（卒業の認定）

第 7 条 卒業の要件は、次のとおりとする。

(1) 卒業に必要な修得単位数は、学則第 8 条の別表に挙がる 98 単位とする。

(2) 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、卒業することができない。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

学生便覧を学校事務室で閲覧可能

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	宗像看護専門学校
設置者名	学校法人水光学院

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="http://www.munakatakango.com/johokokai/">www.munakatakango.com/johokokai/</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="http://www.munakatakango.com/johokokai/">www.munakatakango.com/johokokai/</a>
財産目録	<a href="http://www.munakatakango.com/johokokai/">www.munakatakango.com/johokokai/</a>
事業報告書	<a href="http://www.munakatakango.com/johokokai/">www.munakatakango.com/johokokai/</a>
監事による監査報告（書）	<a href="http://www.munakatakango.com/johokokai/">www.munakatakango.com/johokokai/</a>

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		看護専門課程	看護学科	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
3年	昼	98 単位時間／単位	単位時間 56/単位	単位時間 9/単位	単位時間 27/単位 /単位
				98 単位時間 /単位	6/単位
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240人	239人	0人	12人	85人	97人

#### カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

##### （概要）

- (1) カリキュラムは、各学年の担当教員が素案を作り、教務主任の確認を経て、教務会議で決定する。毎年4月に「授業概要」として学生に配布する。
- (2) 実習に関する授業計画については、教務主任及び実習調整者が、協議のうえ作成し、「実習ガイダンス」として1年次の4月に配布している。
- (3) 「授業概要」及び「実習ガイダンス」は、学校事務室で閲覧可能である。

#### 成績評価の基準・方法

##### （概要）

宗像看護専門学校学則（抜粋）

##### （成績の評価）

第11条 成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優・良・可を以て合格とする。

##### （評価方法）

第12条 評価の方法は、試験及び実習評価表により行われる。

2 試験の種類は本試験、追試験、再試験とする。

3 試験及び実習の評価に関する規程については、別に定める。

## 宗像看護専門学校評価規程（抜粋）

### （評価方法）

第2条 評価の方法は、試験及び実習評価表により行われる。

- 2 試験の種類には、本試験、再試験、追試験がある。
- 3 試験の方法には、次のものがある。
  - 1) 筆記試験
  - 2) 実技試験
  - 3) レポート
  - 4) 口頭試問
- 4 試験の実施時期は、講義内及び講義終了後の定期試験期間のいずれかもしくは、その両方で行う。
- 5 実習における評価は、各専門看護学の実習評価表に基づき行う。
- 6 評価方法、評価時期及び評価基準については、シラバス・実習要領に明記する。

### （評価の基準）

第12条 各授業科目の最終評価は、当該授業科目の構成単位毎に、優(80点以上)・良(79~70点)・可(69~60点)・不可(59点以下)に置き換えられる。

## 卒業・進級の認定基準

### （概要）

## 宗像看護専門学校学則（抜粋）

### （卒業の認定）

第13条 本校に3年以上在学し、第8条の授業科目を履修し、その単位を取得した者に対し、運営会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対し卒業証書及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。
- 3 卒業認定については、別に定める。

## 宗像看護専門学校単位取得及び卒業に関する規程（抜粋）

### （卒業の認定）

第7条 卒業の要件は、次のとおりとする。

- (1) 卒業に必要な修得単位数は、学則第8条の別表に挙げる98単位とする。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、卒業することができない。

## 学修支援等

### （概要）

#### (1) 通常の学習支援

各学年毎にグループを作り、実習指導を中心に学年担当教師が個別に指導。

#### (2) 就職支援

- ・外部業者により、面接及び履歴書記入方等についての講義を実施。
- ・外部の講師により、個別の模擬面接を全員に実施。

#### (3) 国家試験対策

3年生の実習終了後から、成績順にグループ分け、特に下位グループを徹底的に指導。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
77人 (100%)	1人 ( 1.3%)	73人 ( 94.8%)	3人 ( 3.9%)
(主な就職、業界等) 宗像水光会総合病院、福間病院、白十字病院、東京女子医科大学病院ほか			
(就職指導内容) ・就職ガイダンス　・面接及び履歴書講座（外部講師） ・個人別模擬面接（外部講師）			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師免許取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
245人	10人	4.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更、成績不振、経済的困窮		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面接、臨床心理士によるカウンセリング		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	300,000 円	636,000 円	320,000 円	320,000 円は施設維持費(1年次のみ)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

### b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己点検自己評価報告書として、学校事務室で閲覧可能。									
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)									
(1)自己点検自己評価 評価項目 I－学校経営 II－教育課程・教育活動 III－入学・卒業対策 IV－学生生活への支援 V－管理運営・財政 VI－施設整備 VII－教職員の育成 VIII－広報 IX－地域との連携									
(2)評価委員会の構成 定員 2名で、実務経験者または教育関係者から選出。									
(3)評価結果の活用方法 ・自己点検自己評価結果を基に、評価委員が評価及び改善するべき点を指摘。 ・当該指摘に対し、6月以降の教職員会議で協議し、改善するべき点については、副校長の責任の下、改善のための施策を講じる。 ・改善できた点については、評価委員に報告し、翌年の学校関係者評価に反映させる。									
学校関係者評価の委員									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立大学非常勤講師</td> <td>R2年4月1日 ～R4年3月31日</td> <td>教育関係者 (実務経験あり)</td> </tr> <tr> <td>専門学校非常勤講師</td> <td>R2年4月1日 ～R4年3月31日</td> <td>教育関係者 (実務経験あり)</td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	私立大学非常勤講師	R2年4月1日 ～R4年3月31日	教育関係者 (実務経験あり)	専門学校非常勤講師	R2年4月1日 ～R4年3月31日	教育関係者 (実務経験あり)
所属	任期	種別							
私立大学非常勤講師	R2年4月1日 ～R4年3月31日	教育関係者 (実務経験あり)							
専門学校非常勤講師	R2年4月1日 ～R4年3月31日	教育関係者 (実務経験あり)							
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価結果は「自己評価に対する評価について」という文書に記載されており、自己点検自己評価結果とともに、学校事務室で閲覧可能。									
第三者による学校評価 (任意記載事項)									

### c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 自己点検・自己評価報告書 学校関係者評価報告書 学校事務室で閲覧または入手可能
---